

器58 整形用機械器具

一般医療機器

脊椎手術用器械

70963001

アダプター

【禁忌・禁止】

- 目的以外の使用はしないこと。【相互作用の項参照】
- 本品に曲げ、研磨切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）は絶対に行わないこと。【破損の原因になる恐れがある。】

【形状・構造及び原理等】

(1) 形状及び構造

本添付文書に該当する製品の製品名、製品番号、サイズ等についても包装表示ラベルまたは本体の刻印を確認すること。

No.	製品名	JANコード	製品番号
1	スコープアダプター 20MM	4571282506680	JS1002005
2	スコープアダプター 22MM	4571282506697	JS1002006

製品外観



材質

金属製品
:ステンレス鋼

No.	製品名	JANコード	製品番号
6	リューザブルスコープアダプター 16MM	4582433379534	JS1803201
7	リューザブルスコープアダプター 18MM	4582433379541	JS1803202

製品外観*

材質



金属製品
:ステンレス鋼

(2) 原理

本品は脊椎固定術等の脊椎手術に用いる手術器械をいう。手動式のものに限る。本品は再使用可能である。

【使用目的又は効果】

本品は内視鏡手術の際、スコープを開創器に取り付ける目的で使用する。

【使用方法等】

- 使用方法（詳細については手術手技書を参照すること）
 - 本品にスコープを装着し、スコープ側ロックを用いて固定する。
 - 本品中空部に開創器を挿入し、ロックで固定する。

(2) 使用方法等に関連する使用上の注意*

本品は未滅菌の状態で供給される為、使用前に滅菌すること。
滅菌は【保守・点検に係る事項】の(2)滅菌により行うこと。

【使用上の注意】

- 重要な基本的注意**
 - 本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオント病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。
 - 本品がプリオント病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者または貸与業者に連絡すること。
 - 本品の使用に際し、手術手技を十分に理解すること。
 - 使用前に、破損・変形・傷・摩耗が無いか、適切に機能するか確認すること。破損等が確認された場合は使用せずに修理を依頼すること。
 - 機器同士を過度な力で接触させないこと。【機器の破損や摩耗のおそれがある】
 - 使用後は、ただちに破損・折損がなかったか点検すること。破損等が見つかった場合、破片が体内に遺残していないか調べ、遺残していた場合は適切な処置を行うこと。

No.	製品名	JANコード	製品番号
3	ラジオルーセントスコープアダプター 18MM	4571282507809	JS1002705

製品外観



材質

金属製品
:ステンレス鋼
:アルミニウム合金

No.	製品名	JANコード	製品番号
4	スコープアダプター 10MM	4571282513350	JS1103605
5	スコープアダプター 12MM	4571282513367	JS1103606

製品外観



材質

金属製品
:ステンレス鋼

(2)相互作用（他の医療機器等との併用に関する事項）*

[併用禁忌]（使用しないこと）

医療機器の名称等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
当社が認めていない他社製品	専用品でないと適合しない恐れがあり、目的の効果が得られない	当社指定の製品以外との併用を検証していない

(3)不具合・有害事象*

①重大な不具合

- ・本品の破損、折損、摩耗、変形
- ・本品の機能不良

②重大な有害事象

- ・血管、神経、組織、靭帯、腱、骨、内臓又は関節の損傷及び穿孔、出血、骨折又は神経障害等
- ・感染症
- ・破損片の体内遺残
- ・アレルギー反応
- ・本品の不具合によって起こる手術時間の延長、手技の変更及び再手術

③その他の有害事象

- ・患者及び手術従事者の負傷

・操作部及び可動部が正しく動作及び機能していること。

・レーザーマーキング等の表示が判読可能であること。

・器械は特定の時点で摩滅し、交換が必要になるので注意すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

株式会社 K S I

電話番号 0550-88-3660

【販売業者の氏名又は名称等】*

メドトロニック ソファモア ダネック株式会社

電話番号 03-6774-4911 (代)

【保管方法及び有効期間等】*

直射日光及び高温多湿を避けて、室温にて保管すること。

【保守・点検に係る事項】

(1)洗浄*

- ・器械の使用後は付着した組織片の乾燥を防ぐため、使用直後は速やかにすぎない洗いを行い、血液、組織片及び生理食塩水を除去すること。使用直後に行えない場合は、洗浄するまで器械を浸漬しておくこと。
- ・洗浄装置（超音波洗浄機等）を用いる場合は、血液・タンパク質に対し優れた溶解特性を持つ洗剤を用いること。洗浄液は使用的都度新たに調整すること。
- ・汚染物除去用いる洗剤は、医療用中性洗剤等洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- ・強アルカリ／強酸性洗剤及び消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので使用を避けること。洗浄には柔らかいブラシ等を使用し、金属性タワシ・クレンザー（磨き粉）は器具の表面が損傷するので汚染除去及び洗浄に使用しないこと。
- ・洗浄後は腐食防止のため、直ちに乾燥すること。
- ・洗浄液の種類によっては表面のアルマイトによる発色が変色することがあるので注意すること。

(2)滅菌*

- ・湿熱滅菌の滅菌方法の一例を以下に示す。（ISO17665-2 参照）

温度(°C)	時間(min)
121	15
126	10
134	3

- ・上記条件は滅菌後の製品の無菌性を保証するものではなく参考値である。
- ・湿熱滅菌の滅菌条件、方法については滅菌器製造業者取扱説明書の指示に従うこと。
- ・滅菌後の製品における無菌性の保証については各医療機関の責任の下、行うこと。

(3)点検*

- ・使用する前に必ず全ての器械を点検すること。
- ・本品に傷・割れ・有害なまくれ・さび・ひび割れなどの損傷、摩滅が無いことを外観検査によって確認すること。
- ・各部品やそれらを固定しているネジやピンの外れや緩みがないこと。
- ・対応する手術器械やインプラントと正しく組み合わせることが出来ること。